

会 則

徳島県日中友好協会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は徳島県日本中国友好協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は徳島市に置く。

(目的)

第3条 本会は徳島県民と中国人民との友好交流を促進することを目的とする。

2 本会は思想・信条・政党政派の違いに捉われず、日中友好運動を進めるために、東京都に本部を置く社団法人日本中国友好協会の地方組織として参加・活動をする。

(事業)

第4条 第3条の目的に関する諸事業。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は個人・団体・法人及び特別会員とする。

2 特別会員は理事会において決定する。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は所定の入会申込書に会費(1年分)を添えて提出しなければならない。

(会費等)

第7条 会費は年額 個人5,000円、団体・法人20,000円、役員10,000円以上、特別会員は20,000円以上とする。(個人会員は新聞代2,000円を別に納める。)

2 前項の特別会員は理事会の定めるところによる。

(会費の納入)

第8条 会員は毎年度当初に会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第9条 会員は各一個の議決権を持つ。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは本会に申し出なければならない。

2 次の場合、会員は退会したものとみなす。

(1) 会員が死亡したとき。

(2) 会員が資格を失ったとき。

(資格失格)

第11条 会員が次の各号の一に該当するとき、会長は理事会の決議を経て、会員の資格を失ったものとする。この場合、本人に通知しなければならない。

(1) 本会の名誉を毀損した者。

(2) 本会の目的に反した行動をした者。

(3) 会費を二期以上滞納した者。

(会員の継承)

第12条 会員が死亡または退会した場合において、その後継者(推定相続人若しくは被指定者)が入会するときには、第6条の規定を準用する。但し、この場合の会員は前会員の納付分を継承する。

(納入金の返還)

第13条 会員は本会に納入した会費の返還を求めることができない。

第3章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 3名以内 専務理事 1名

常任理事 5名以内 理 事 20名以内

監 事 2名

2 副会長又は常任理事のうち1名を会計理事とする。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は総会において会員のうちから選任する。

2 会長・副会長・専務理事・常任理事は理事のうちから理事の互選によって定める。

3 監事は本会の他の役員を兼務することはできない。

(役員任期)

第16条 役員任期は就任後第2回目の通常総会終結時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は前任者の残存期間とする。

3 役員は任期満了後においても後任者の就任まで引き続きその職務を行う。

(役員補選)

第17条 理事及び監事が欠けたときは第15条第1項に準じて選任する。

2 会長が欠けたときは第15条第2項に準じて選任する。

(役員職務権限)

第18条 会長は本会を代表し、その会務を総理し、総会・理事会及び常任理事会の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長から指名された副会長が会長の職務を代行する。

3 専務理事は会長の指揮を受けて会務を掌理し、事務局を総括する。

4 常任理事は会長の指揮を受け、重要会務を審議する。

5 会計理事は本会の会計を担当する。

6 理事は会長の諮問に応じて会務を評議する。

7 監事は民法第59条各号に掲げる職務を行う。

(名誉会長・顧問・相談役)

第19条 本会に名誉会長・顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長・顧問及び相談役は理事会の承認を得て委嘱する。

3 名誉会長・顧問及び相談役は会長の要請を受け助言

を行う。

- 4 顧問及び相談役の任期は、これを委嘱した会長の任期に従う。

第4章 会議

(会議の種類)

第20条 会議は総会・常任理事会及び理事会とする。

(総会)

第21条 総会は通常総会及び臨時総会の二種とし、会員をもって組織する。

(総会の決議事項)

第22条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 本会の解散
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 重要財産の取得及び処分の方法
- (7) その他、本会運営上、特に必要な事項

- 2 前項(7)号は理事会に委任することができる。

(総会の招集)

第23条 総会は会長が招集する。

- 2 監事は民法第59条第4項により、必要があるときは臨時に総会を招集することができる。
- 3 総会の招集には開催日の14日前までに会議の日時・場所及び付議すべき事項を示して通知しなければならない。

(通常総会)

第24条 通常総会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催するものとする。

(臨時総会)

第25条 会長は次の場合、臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 理事会からその理由を示して総会開催の請求があったとき。
- (2) 会員の2分の1以上から会議の目的を示して総会開催の請求があったとき。

(常任理事会)

第26条 常任理事会は会長・副会長及び常任理事をもって組織し、会長が随時招集し通常会務の執行に必要な事項を処理する。

(理事会)

第27条 理事会は理事をもって組織し、会長の諮問に応ずる。

(議事)

第28条 会長は会議の議長となる。

- 2 総会は会員の2分の1以上、常任理事はその構成員の5分の3以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 会議の議事は特に定める場合を除いて、出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決権)

第29条 総会において会員は各一個の議決権を有する。

- 2 常任理事会並びに理事会において、会長・副会長・常任理事及び理事は各一個の議決権を有する。
- 3 第1項の議決権は委任状により行使することができる。この場合、委任者は本会に出席したものとみなす。

第5章 資産及び会計

(基本財産)

第30条 本会の基本財産は寄付金及び総会で編入の決議をしたもので構成する。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は基本財産から生ずる収入・会費・寄付金及びその他の収入で支弁する。

(会計年度)

第32条 本会計の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、4月1日から通常総会の終了に至る間は、前年度の予算の基準を準用することができる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第33条 本会則を変更しようとするときは総会において出席総会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 雑則

(事務局の配置)

第34条 本会の会務を処理するため事務所を設け、且つ職員2名以内を置くことができる。

- 2 職員は会長が任命または委嘱する。

(規定の制定)

第35条 本会則の施行について必要な規定は常任理事会の議を別に定める。

(解散)

第36条 本会が解散するとき、その清算方法は解散を決議する総会において定める。

付則

2000年11月施行
2003年5月改正
2006年6月改正
2008年5月改正
2010年5月改正